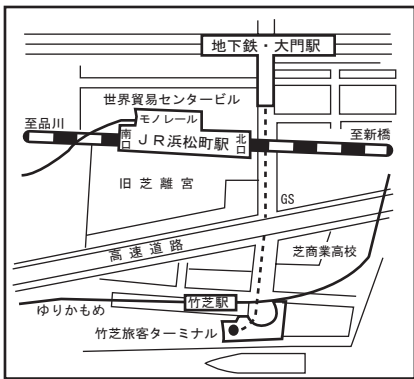


◎その他、注意事項

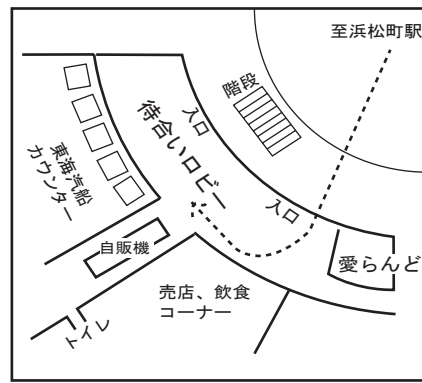
- イ、服装は軽装、靴は履きなれた運動靴かトレッキングシューズが便利です。また、水着、帽子、日焼けどめ、雨具(雨ガッパ等が便利)、水筒、健康保険証(病気やケガの場合持参すると便利)をご持参下さい。
- ロ、犬や猫などのペット類をおがさわら丸に持ち込む場合には、別途料金がかかります。事前に小笠原海運(株)まで直接お申し込み下さい。
- ハ、宿泊施設は2~4名1室(和室または洋室 バストなし)。ただし、お一人様でご参加の場合、他の方と相部屋になりますのでご了承下さい。
- 二、宿泊施設には洗面道具、寝衣の用意がありませんのでご持参下さい。
- ホ、天候などにより本催しを延期もしくは中止する場合がありますのでご了承下さい。また、その場合は遅くとも出発前日の午後には電話でご連絡致します。
- ※出発当日において担当者に連絡のつかない方は、竹芝船客ターミナル内 東海汽船竹芝支店 電話 03-3433-1251へお問い合わせ下さい。

集合場所：竹芝旅客ターミナル「YES! TOKYOツアー」受付



← 竹芝旅客ターミナルまで
 J R浜松町駅(北口)より徒歩7分
 ゆりかもめ竹芝駅より徒歩1分
 地下鉄都営浅草線、都営大江戸線
 大門駅より徒歩10分

待合いロビー内受付 →
 集合時間の10分程前になりますと
 待合いロビー内に「YES! TOKYO
 ツアー受付」と掲示しますので
 それを目印にお集まり下さい。
 (集合時間=午前9:00)



お申し込みのご案内(要約)

(このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法12条の5に定める契約書面を兼ねています。)

この旅行は(財)東京観光財団(以下「当財団」という)が企画募集する国内旅行であり、募集型企画旅行契約の内容・条件はコースに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表および当財団旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

1. お申し込み方法と旅行契約の成立

- 1) 所定の申込書に必要事項を記入の上、旅行代金全額を添えてお申し込み頂きます。
- 2) 旅行契約は当財団が締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。
- 3) 電話などによるお申込みの場合は、当社が予約の承諾の旨を通知し書類ならびに振込用紙を送付いたします。旅行代金の振り込みは書類に明記された期日までにお支払い頂きます。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日までの当財団が指定した期日までにお支払い頂きます。
 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
 旅行日程に記載してある行程の交通費、宿泊費、食事代、観光料金等および消費税等の諸税が含まれています。

これらの諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。旅行日程に含まれない交通費、飲食費および個人的性質の諸費用等は含まれません。

4. 旅行内容、旅行代金の変更

- 1) 当財団は、天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他当社の管理できない事由が生じた場合、旅行内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむをえないときは、変更後に理由を説明いたします。また、上記の理由で延泊する場合の宿泊費、食事代等はお客様の負担となりますのでご了承下さい。
- 2) お申込み頂いた人数の一部を取り消される場合は契約条件の変更となり、実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますので予めご了承下さい。なお、詳しくは係員にお尋ね下さい。

5. お客様の都合による旅行契約の解除

- 1) お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

取消日	21日前まで (日帰り旅行は11日前まで)	20~8日前 (日帰り旅行は10~8日前)	7~2日前	前日	当日	旅行開始後及び 無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

- 2) お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - a. 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - b. 天災地変、気象条件、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になったとき、または不可能となる恐れがきわめて大きいとき
 - c. 当社の責に帰すべき事由により旅行実施が不可能となったとき

6. 当財団による催行中止および旅行契約の解除

- 1) お申込人員がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取り止める事があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日前)にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
- 2) 次の各一に該当する場合は、当財団が旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様が当財団に予め明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき
 - b. お客様が病气その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき
 - d. 天災地変、気象条件、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れがきわめて大きいとき
- 3) お客様が当財団所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。
- 4) 当財団は本項(1)および(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金を払戻しいたします。また、本項(3)により旅行契約を解除したときは、違約料を差し引いて払戻しいたします。

7. 添乗員等

- 1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示します。

- 2) 添乗員は旅行日程を円滑に実施するための業務を行います。お客様は日程の円滑な実施と安全のため、添乗員の指示に従って頂きます。

8. 当財団の責任および免責事項

- 1) 当財団は旅行契約の履行にあたって、当財団の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。
- 2) 手荷物の損害については、損害の発生の日から14日以内に当社に通知があった場合に限り、旅行者一名につき15万円を限度(故意又は重過失がある場合を除く。)として賠償いたします。
- 3) お客様が次に例示する事由により損害を被られたときは責任を負いません。
 - ① 天災地変、気象条件、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止
 - ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止
 - ③ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止
 - ④ 自由行動中の事故 ⑤ 食中毒 ⑥ 盗難 ⑦ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮

9. お客様の責任

- 1) お客様の故意または過失により当財団が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をして頂きます。

10. 特別補償

当財団は当財団の責任が生じるか否かを問わず、標準旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が主催旅行参加中その生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について予め定める額の補償金および見舞金を支払いたします。

11. 旅程保証

- 1) 旅行日程に次のような重要な変更が行われた場合、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約につき旅行代金の15%を上限とし、また、補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。〔()内は旅行開始後の率です〕
 - ① 旅行開始日または旅行終了日の変更 1.5%(3%)
 - ② 入場する観光地または観光施設、レストランその他の旅行目的地の変更 1%(2%)
 - ③ 運輸機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 1%(2%)
 - ④ 運輸機関の種類または会社名の変更 1%(2%)
 - ⑤ 宿泊機関の種類または名称の変更 1%(2%)
 - ⑥ 宿泊機関の客室の種類、または景観の変更 1%(2%)
 - ⑦ 前各号に掲げる変更のうちツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 2.5%(5%)
- 2) 次に掲げる変更の場合は、変更補償金をお支払いいたしません。
 - ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - ② 戦乱 ③ 暴動 ④ 官公署の命令 ⑤ 欠航、休業等運送・宿泊機関のサービス提供の中止
 - ⑥ 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ⑦ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- 3) 上記(1)に掲げる重要な変更があっても、クーポン類または最終日程表に記載した内容からパンフレットに記載した範囲内への変更である場合には、同補償金をお支払いいたしません。

12. その他

- 1) 当財団はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 2) 船舶の利用等級は特に記載のないものはすべて2等です。
- 3) お申込みの締切日は出発の7日前までといたします。ただし、募集定員になり次第締切らせて頂きます。
- 4) お客様が民宿、旅館、ホテル等宿泊施設において、酒類、料理、その他サービス等の追加をされた場合は、追加料金に対して原則として消費税5%が課税されます。
13. このパンフレットは、平成17年4月1日現在の資料で作成しております。
 - 募集型企画旅行業約款について
この条件書に定めのない事項は当財団旅行業約款によります。
 - 確定情報を記載する最終旅行日程表につきましては、当財団より特にご連絡のない場合は、本パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、ご不明な点があれば、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にお訊ね下さい。

お申し込み・お問い合わせは・・・

TCVB 財団法人東京観光財団

〒113-0024 東京都文京区西片1-15-15 春日ビル3F 企画広報課

TEL 03-5840-8891 FAX 03-5840-8895

営業時間：9:00~17:00 休業日：土・日・祝、年末年始(12/29~1/3) 東京都知事登録旅行業第2-5388号 国内旅行業務取扱管理者 中川遠賀